

○宇和島市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年3月27日

要綱第6号

改正 平成25年4月1日要綱第45号

平成26年4月1日要綱第40号

令和元年7月1日要綱第15号

(設置)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき設置する宇和島市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 障害者及びその家族
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が委員の中から指名する。

3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分野別部会)

第7 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱され又は任命された委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成25年4月1日要綱第45号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日要綱第40号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日要綱第15号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。